令和3年度新城市地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 令和2年6月8日 (協議会名称) 新城市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

◆目 的

新城市は、東三河の中央に位置し市町村合併により県内で2番目に大きな面積を有し、 市内の84%が三河山間部を形成する緑に覆われている。

また、市内の高齢化率は35.39%と非常に高く、自動車を運転できない高齢者も増えてきていることから、公共交通機関の役割が非常に重要となってきている。

市ではそうした現状に対応していくため、平成29年3月に策定した「新城市地域公 共交通網形成計画」に基づき、市民が利用しやすく持続可能な公共交通を確保・維持し ていけるよう、公共交通網の整備を進めている。

①西部線

この路線は、地域住民の買い物や通院を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や教育機関等の施設がある近隣地区への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時の通学の足を確保し、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。

②塩瀬線

この路線は、基幹バス路線や市営バス路線に乗り継ぐことで、病院、スーパー、教育機関のある地区へ移動できるようにするものである。高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学の足を確保し、外出の促進や地域活性化を図ることを目的とする。令和2年10月からは、昼間の利用者の少ないSバス布里田峯線と塩瀬線を一部併合し、塩瀬線を循環運行させることで、従来からバスが運行していなかった愛郷地区にバスを通し、愛郷地区住民の利便性向上を図る。

③つくであしがる線(デマンドバス)

この路線は、高齢化率が高い作手地区に適した効果的・効率的な移動サービスとして、令和元年10月よりデマンド型区域運行へと変更した路線である。買い物や通院を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、幹線バス路線に乗り継ぐことで、総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院、高校生の通学の足を確保し、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図ることを目的とする。

令和2年10月からは、作手地区内のみの運行であった区域運行型デマンドバスに 田峯バス停と塩瀬バス停の2か所を指定乗降場所として追加する。田峯バス停で豊鉄 バス田口新城線と接続させることで、作手地区の住民が鳳来北西部地区の病院へ通院 することを可能とし、塩瀬バス停でSバス塩瀬線と接続させることで、鳳来北西部地 区の住民が作手地区のスーパー等へ買い物に行くことを可能とするものである。

④湯谷温泉もつくる新城線(新設)

この路線は、地域との意見交換会での要望が多く出ていたドラッグストアや生鮮食品店、農協等が集まる長篠西地区と、現在バスが運行していない大野地区、井代地区等を結ぶ路線である。沿線住民の買い物を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、幹線バス路線に乗り継ぐことで、病院等の施設がある近隣地区への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院の足を確保し、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図ることを目的とする。また、あわせて、観光二次交通が脆弱であった湯谷温泉や鳳来寺山頂への運行をすることで、観光振興を図る。

◆必要性

①西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線(16,553人)の高齢者の買い物や 通院、高校生の雨天時等の通学の足といった生活に不可欠な移動手段として西部線を 維持することが必要である。

②塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線(2,090人)の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学の足といった生活に不可欠な移動手段として塩瀬線を維持することが必要である。

③つくであしがる線(デマンドバス)

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線(2,401人)の高齢者の買い物や 通院の足といった生活に不可欠な移動手段として区域運行型のデマンドバスを維持す ることが必要である。

④湯谷温泉もつくる新城線

この路線が運行する長篠西地区及び井代地区周辺には他に公共交通がないため、沿線(4,332人)の高齢者の買い物や通院、観光の足といった生活に不可欠な移動手段として湯谷温泉もっくる新城線を新設することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

本市は、高齢化と人口減少に歯止めがかからない。このため、大幅な利用者増を見込むことは難しいものの、地域へバス路線の現状を周知し、バスへの理解及び関心を深めてもらうとともに、地域の意見を聞きながら実情に合ったバス路線へ見直しを図り、満足度を向上させることで利用者増に繋げていきたい。

このため、新城市地域公共交通網形成計画では、利用者数、収支率に加えて、利用者のバスに対する満足度を数値化し、評価に用いることとしている。これは、1.0を基準値(普通)とし、不満を0.8、満足を1.2として、その範囲内で変化する値をもって満足度を量ろうとするものである。この満足度調査はSバス全線で実施しており、この数値を27年度の実績をベースとして、前年度比+0.01していくことを目標とする。また、利用者数、収支率については、小中学生の利用分を除いた数値を、前年度比1.01倍とすることを目標とする。

そして、利用者数の減少が著しい路線や満足度の低い路線に対しては、重点的かつ積極的に地域と体制の構築を行い、路線や運行方法の見直し等も含めた改善についての協議を行い、利用しやすい路線としていきたい。

下表は、4路線における各項目の目標値である。

なお、新設する湯谷温泉もつくる新城線については以下のとおり算出した。

利用者数=市営バス全体の実績から、沿線人口1人あたりのバス利用回数を算出し、そこ へ湯谷温泉もっくる新城線の沿線人口を掛けて算出し、初年度の目標とした。

収 支 率=市営バス全体の実績から平均値を算出し、初年度の目標とした。

満足度数=標準値である1.0を初年度の目標とした。

■27年度実績

路線名	利用者数(人)	収支率(%)	満足度数		
西部線	3, 480	7. 27	1. 04		
塩瀬線	1, 607	3. 62	1. 14		
つくであしがる線(デマンド)	5, 228	5. 50	1. 15		
湯谷温泉もつくる新城線	_	1	_		

■目標値

路線名	利用者数(人)		収支率(%)			満足度数			
年度	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
西部線	3, 694	3, 731	3, 768	7. 72	7. 79	7. 87	1. 10	1. 11	1. 12
塩瀬線	1, 706	1, 723	1, 740	3. 84	3. 88	3. 92	1. 20	1. 20	1. 20
つくであしがる線 (デマンド)	5, 550	5, 605	5, 661	5. 83	5. 89	5. 96	1. 20	1. 20	1. 20
湯谷温泉 もっくる新城線	4, 982	5, 032	5, 082	11. 85	11. 97	12. 09	1. 00	1. 01	1. 02

※利用者数(人)、収支率(%)は小中学生の利用分を除く

(2) 事業の効果

〇西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、西部線を維持することで沿線(16,553人)の高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時等の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

〇塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、塩瀬線を維持することで沿線(2,090 人)の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○つくであしがる線(デマンドバス)

この路線周辺には他に公共交通がないため、区域運行型のつくでデマンドバスを運行することで沿線(2,401人)の高齢者の買い物や通院の足として必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、基幹バスとの乗り継ぎを容易にし、家族への送迎の依存解消にも繋がる。

○湯谷温泉もっくる新城線

この路線が運行する長篠西地区及び井代地区周辺には他に公共交通がないため、湯谷温泉もっくる新城線を新設することで沿線(4,332人)の高齢者の買い物や通院、観光の足として必要不可欠な移動手段が確保され、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 〇地域・行政・交通事業者で公共交通を支える体制を構築するため、地域での意見交換を 実施する。【新城市・地域住民・交通事業者】
- 〇鉄道や路線バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる総合マップを作成し、市内全戸配布を行う。【新城市・交通事業者】
- 〇GTFSデータ作成による google へのダイヤ情報掲載や「マイマップ」の作成及び配布を行う。【新城市・交通事業者】
- 〇バス乗車体験イベントや出前授業の実施により、認知度向上と利用促進を図る。【新城市・交通事業者】
- 〇市内の商店等と連携し、バスを乗車して来た客への割引クーポンを発行する。【新城市・ 地域住民】
- 〇バスの利用方法などについて、各地区の会合等に出向き説明を行う。【新城市・地域住 民】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

新城市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から 差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

豊鉄タクシー株式会社

新城市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運 行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<u>【車両</u> 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

令和2年6月8日(令和2年度第1回) 新城市地域公共交通会議

・新城市地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議

18. 利用者等の意見の反映状況

市内に 10 ある地域協議会との協議を行い、路線の再編や利用促進について意見を聴取している。

新城市地域公共交通会議の構成員として利用者代表の方3名(座長を含む)に参画していただいており、会議の場で利用者の立場からの意見を聴取している。

毎年度、職員がバスに乗り込み、バス満足度調査を実施し、利用者の二一ズを把握し、バス運行に反映させている。

19. 協議会メンバーの構成員		
関係都道府県	愛知県都市整備局交通対策課	
	愛知県新城設楽建設事務所維持管理課	
関係市区町村	新城市長	
	新城地区自治振興事務所長	
	鳳来地区自治振興事務所長	
	作手地区自治振興事務所長	
	豊鉄バス株式会社	
交通事業者・交通	豊鉄タクシー株式会社	
施設管理者等	新城交通有限会社	
	愛知県新城警察署	
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局	
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学大学院教授	
	バス利用者代表	
	公益社団法人愛知県バス協会	
	豊橋鉄道労働組合	
	新城市社会福祉協議会	
	新城市老人クラブ連合会	
	新城市立千郷小学校 P T A	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)愛知県新城市字東入船 115 番地

(所 属)新城市役所総務部行政課公共交通対策室

(氏 名)池田 一晃

(電話) 0536-22-9901

(e-mail) kotsu@city.shinshiro.lg.jp